

大野城市中学生・高校生交流の翼OB・OG会規約

(名称)

第1条 本会は「翼の生えたカンガルー会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大野城市教育委員会社会教育課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、大野城市中学生・高校生交流の翼事業に参加した研修生相互の連携と親睦をはかりながら地域社会に貢献し、自らが成長していく事を目的とする。

(会員及び組織)

第4条 会員は、大野城市教育委員会が実施する大野城市中学生・高校生交流の翼事業に参加した研修生を対象とし、本会の目的に賛同する者で構成する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の連携と親睦に関する事。
- (2) 地域社会の発展に関する事。
- (3) 青少年の指導及び活動の促進に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に関する事。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人 (2) 副会長2人 (3) 理事若干名 (4) 事務局長1人
- (5) 会計1人 (6) 監事2人 (7) 社会教育課職員若干名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、次の各号により選出する。

- (1) 会長及び監事は、会員の中から役員会で選出し、総会の承認を受けなければならない。
- (2) 副会長、事務局長及び会計は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- (3) 理事は、各回の会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期及び任務)

第8条 本会の役員任期は次のとおりとし、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 理事は、本会の運営全般にあたる。
 - (4) 事務局長は、会計事務及び庶務事務等すべての事務全般を総括する。
 - (5) 会計は、会計事務全般を行うものとする。
 - (6) 社会教育課職員は、本会の運営が円滑に行われるよう指導、助言を行う。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後あらたに後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(総会)

第9条 総会は、本会の議決機関として、年1回会長が召集する。ただし、必要があれば臨時に開催することができる。

- 2 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の改廃に関する事。
 - (2) 会長、副会長、事務局長及び会計の改選に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他運営に関する事で重要な事。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条の監事を除く役員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

- 2 役員会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 役員を選出に関する事。
 - (3) その他、総会の議決を要しない庶務の執行に関する事。

(実行委員会)

第11条 本会の事業を円滑に行うため特定の事業に関し、実行委員会を設置できるものとする。

(経費)

第12条 本会の運営に必要な経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) 助成金

(5) その他

(会費)

第13条 本会の会費は、入会時に1,000円徴収する。また、事業実施において経費が必要な際は、会員からその都度、必要額を徴収することとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

附則

この規約は、平成20年10月26日から施行する。